

藤沢市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
藤沢市職員の育児休業等に関する条例等の一部を次のように改正する。

2011年（平成23年）6月7日提出

藤沢市長

海 老 根 靖 典

藤沢市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤沢市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年藤沢市条例第10号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
- (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (ア) 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて同一の職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その期間が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳

到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が出産休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこ

れに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。
- (7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第19条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「承認は、」の次に「勤務時間等条例第3条の規定により割り振られた」を、「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間休暇を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間休暇に係る時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和38年藤沢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第14条中「前条第1項」を「第13条第1項」に改める。

別表第2 出産補助休暇の項中「3日」を「5日」に改め、同表家族看護休暇の項中「5日」を「7日」に改め、同表備考2中「生理休暇、」を削り、同表備考3中「ボランティア休暇」の次に「、生理休暇」を加える。

（藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第3条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1条第1号から第4号までに掲げる者及び同条第17号のうち月額で定められた者が」を「報酬が月額で定められている職について」に、「新たに就職した場合にはその日」を「、新たに委嘱された者に対しては当該委嘱の日」に、「とき、又は死亡したときはその日」を「者又は在職中に死亡した

者に対しては当該職を失った日又は死亡した日」に改め、同条第2項中「前項に掲げる者以外の者で」を削り、「により定められているもの」を「で定められている職に委嘱された者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 報酬が月額で定められている職に委嘱された者のうち勤務の割り振りをなされているものが、次の各号のいずれかに該当する場合、当該月の報酬の支給は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 1月に割り振られる勤務時間のすべてを勤務しない場合（年次休暇その他規則で定める事由により勤務しない場合を除く。） 支給しない。

(2) 部分休業又は介護休暇により1月に割り振られる勤務時間の一部を勤務しない場合 その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

(3) 月の中途において、公務上若しくは通勤による災害により休業し、若しくは休業の終了により復職し、又は育児休業を始め、若しくは育児休業の期間の終了により復帰する場合 日割計算により支給する。

第3条に次の1項を加える。

4 第2項（第3号を除く。）の規定は、報酬が日額で定められている職のうち勤務の割り振りをなされているものについて準用する。この場合において、同項中「月額」とあるのは「日額」と、「当該月」とあるのは「当該日」と、同項第1号及び第2号中「1月」とあるのは「1日」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、非常勤職員の育児休業等に関し、所要の改正をするほか、職員の出産補助休暇、家族看護休暇及び生理休暇の充実を図るとともに、非常勤職員の報酬の支給について見直す必要による。